

## 「和」の心

王寺町は、聖徳太子とゆかりが深い町だ。

太子が斑鳩で亡くなった後、そのなきがらを大阪府太子町にある墓まで運んだとされる「太子葬送の道」が王寺町を通っている。町内にある達磨寺には、太子が飢えと寒さで倒れていた人を助けたところ、その人が実は達磨大師の化身であったという伝説がある。その達磨大師の墓があると伝えられることから「達磨」寺として開基されたそうだ。達磨寺には太子の愛犬とされる雪丸の石像もある。また、達磨寺の南にある芦田池は、太子の靈験によって完成したため池であるなど、聖徳太子にまつわる逸話が多く残されている。

王寺町のシンボルとなっている「和の鐘」

は、聖徳太子による十七条憲法の第一条「以和為貴（わをもってとうとしとなす）」の精神を尊重し、未来へ伝えようと名付けられた。鐘の音を町内に鳴り響かせることで、人々が安らかに過ごし、子どもが健やかに成長することを願ってつくられたものだ。町民憲章には「わたしたちは『和の鐘』がなる王寺の町民です」と記

されている。また平成二年には、和の鐘に込められた「和」の心や「和の鐘のなる町」としてふるさと王寺町に託した人々の思いについて考え、後の世代に継承していくための日として、九月二三日を「和の日」と定めている。

ところで、この「和」の心とはどのような心なのだろうか。

十七条憲法の「以和為貴（わをもってとうとしとなす）」は、第一条の冒頭にある。「平和をもっとも大切にし（以和為貴）」の後に、「抗争しないことを規範とせよ。人間にはみな無明（自己中心性など）から出る党派心というものがあ

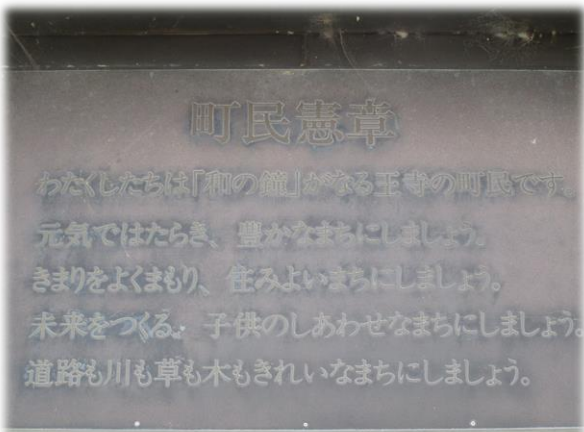
り、また覚（悟）っている（理解している）者は少ない。そのため、リーダーや親に従わず、近隣同士で争いを起こすことになってしま

うのだ。だが、上も下も和らいで睦まじく、問題を話し合えるなら、自然に事実と真理が一致する。そうすれば、実現できないことは何もない。※という内容が続く。平和を大事にする

ことに加えて、みんなで和らいで睦まじく話し合うことが大切であると第一条には書



和の鐘



町民憲章

かかっている。

また、この十七条憲法の末尾、第十七条には、「そもそも事は独断で決めるべきではない。かならず、皆と一緒に議論すべきである。小さな事は軽いので、かならずしも皆と相談する必要はない。ただ大きな事を議論するに当たっては、あるいは過失がありはしないかと疑われる。それゆえに皆と互いに是非を検証し合えば、その命題が理にかなうであろう。」ということが書かれており、第一条にあるみんなて話し合うことの大切さに通じる内容となっている。

十七条憲法の他の条には、理想的な国家を実現するための規範等が書かれているのであるが、筆者は、十七条憲法の冒頭と末尾に、聖徳太子が和を大事にすることと併せて議論することを大切にしていたことに強く心ひかれる。多くの人々が和らいで睦まじく話し合う——議論するためにもまた、「和」が大事だということではないか。そう考えてみると、「和」の心には、「和」という言葉の意味する「やわらぐ」「仲良くする」「争いをやめる」「協力しあう」「調和がとれている」などに加えて、もう少し違った意味も込められているように感じられる。

議論で大切にしたいことは、単に意見を言い合うだけに終わるのではなく、意見を交わし合う中から、よりよい考えを見出したり新たな考えを生み出したりすることである。多くの人と一緒に議論するには、まず自分の考えをしっかりとつ必要がある。そして、きちんと伝えることも重要だろう。しかし、さらに大切なことは、他の人の考えや意見をしっかりと聞き、受けとめ、自分の考えと照らし合わせながら、よりよい考えを見出したりつくり出したりすることである。そうした議論をしようとする姿勢や心構えもまた、「和」の心なのではないかと筆者は考えている。

もめ事や対立が起こらないように、自分の意見は言わずに表面上仲良くしていても、それは「和」の心とは言えない。一方で、自分の意見を言うだけで、他者の考えや意見を聞く姿勢をもたなければ議論はできず、もちろんこれも「和」の心ではない。言い換えれば、自分の考えに固執してしまうと、他者のよりよい考えに気付かず、新しい考えもつくり出せないし、かといって他者の考えに流されるだけでは、よりよい考えは見出せないということである。自分の考えを大切にする一方で、他者の考えもきちんと受け止めることで、自分と他者の考えを照らし合わせ、それぞれの長所短所を比べ、よりよい考えを他者と一緒に探っていくことができる。そのためには、どのような姿勢や心構えをもつ必要があるのだろうか。

自分自身が、他者と接しているときの姿勢や心構えについて振り返ってみる。そして、自分は他者と向き合うときにどんなことを大



王寺町役場

切にすべきかを考えてみる。そうすることで、自分にとっての「和」の心について考え、これからどのように人々と接していきたいかという思いや願いを一人一人が温めることが、ふるさと王寺町の「和の鐘」に託された人々の思いを受けとめ、受け継いでいくことにつながるのだろうと筆者は考えている。

○ 王寺町が「和の鐘」に託したのは、どんな町にしていきたいという思いや願いだと考えますか。

○ あなたにとっての「和」の心とは、どんな心でしょう。他者と接するとき、どんな姿勢や心構えを大切にしたいと考えますか。

※十七条憲法の現代語訳については、聖徳太子『十七条憲法』を読む―日本の理想― 岡野守也・著（平成十五年 大法輪閣・発行）による